

令和3年3月25日

入札参加者各位

平川市総務部管財課

## 入札等に係る規則等について

入札・契約制度に係る規則等の一部について、改正を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 平川市財務規則の一部改正

中間前払金の支払をすることができる建設工事の対象範囲について、これまでの1,000万円以上から300万円以上に引き下げ、財務規則及び工事請負契約標準約款において関連する条文を改正しました。

また、前払金の支払をすることができる建設工事及び業務委託について、工期が30日以上あることを要件としておりましたが、これを廃止します。

#### 2. 現行の平川市最低制限価格制度実施要領の廃止及び新要領の制定

現行の最低制限価格制度実施要領を廃止し、建設工事と建設関連業務及び役務、別々に最低制限価格制度実施要領を新たに制定しました。

また、建設関連業務及び役務については、最低制限価格を設定する対象範囲をこれまでの予定価格300万円以上から50万円以上に引き下げ、また、最低制限価格の算定方法の見直しを行いました。

#### 3. 工事成績評定結果の通知

請負金額130万円以上の建設工事について、工事成績評定の結果を請負業者に通知することとします。

担当：管財課管財係